

札幌自第837号

免 許 状

丸喜運輸株式会社
設立発起人代表 工藤喜代治

昭和47年10月25日付け申請の一般区域貨物自動車運送

事業の経営は、下記のとおり免許する。

但し、この免許の効力は会社設立登記によつて生ずるものと
する。

道路運送法第7条第1項による運輸開始の日は、免許の日か
ら4ヶ月以内に行なわなければならない。

記

事業区域は、北海道札幌陸運事務所管内とする。

昭和48年3月27日

札幌陸運局長 宇津木

